

○上島町空き家活用事業補助金交付要綱

平成26年5月30日

告示第5号

改正 令和元年12月12日告示第11号

改正 令和3年7月30日告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住促進による人口増加と地域産業の活性化を図るため、空き家所有者等が行う家屋の改修工事、家財道具等の処分及び所有権移転登記の手続に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する上島町空き家活用事業補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 10年以上にわたる居住を前提として、町の住民基本台帳に登録(以下「住民登録」という。)され、かつ、生活の本拠があることをいう。
- (2) 空き家 個人が居住を目的として町内に所有し、現在居住していない、又は近く居住しなくなる予定の家屋をいう。
- (3) 空き家所有者等 次条第1項各号に掲げる者をいう。
- (4) 空き家バンク 上島町空き家情報バンク制度要綱(平成25年上島町告示第23号)に基づき登録された家屋をいう。
- (5) 新婚世帯 第7条の規定による申請の日現在において、夫婦のいずれか一方が45歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯(再婚を含む。)で、かつ、町内に定住する意思を有する世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 子ども(出生の日から満18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子)を扶養している世帯で、かつ、町内に定住する意思を有する世帯をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次条に掲げる工事と第4条の2に掲げる家財道具等の処分を行い、空き家を売買又は賃

貸借する場合は、当事者間において相続関係にある者を除く。

- (1) 空き家バンクに賃貸、売買を目的として空き家を登録した者
 - (2) 空き家バンクに登録された空き家を定住の目的で賃借する者
 - (3) 空き家バンクに登録された空き家を定住の目的で購入する者
 - (4) 所有権移転登記手続き完了後に、当該家屋を空き家バンクに登録する者
- 2 補助金の交付を受けようとする者又はその者と同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者でなければならない。
- 3 補助金の交付は、1家屋につき1回とする。ただし、次条に掲げる工事と第4条の2に掲げる家財道具等の処分又は第4条の3に掲げる所有権移転登記の手続を別に実施する場合は、この限りでない。

(補助対象工事)

第4条 空き家の改修において補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、所有者の承諾を得て行う次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の水回りの工事
 - (2) 内装、屋根、外壁及び電気配線の工事
- 2 補助対象工事は、町内に事務所又は事業所を有する者が施工した工事とする。

(家財道具等の処分)

第4条の2 空き家バンクに登録された空き家において、入居又は住宅の改修のために不用な家財道具等の処分(以下「家財道具等の処分」という。)について、補助対象となる経費(次項において「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 所有者の承諾を得て行った家財道具等の処分費(家電リサイクル券の購入費等は除く。)
 - (2) 家財道具等の処分について、業者等へ委託した場合にあっては、その委託費
- 2 補助対象経費は、家財道具等の処分について業者に委託する場合においては、町内に事務所又は事業所を有するものが実施した経費とする。
- 3 家財道具等の処分にあっては、その処分費の総額が1万円以上であるものに限る。

(所有権移転登記の申請手続)

第4条の3 空き家バンクへの登録を予定された空き屋等において、売買又は売買及び賃貸を目的として空き家バンクに登録するために行う所有権移転登記の申請手続(以下「所有権移転登記の申請手続」という。)について、補助対象となる経費(第10条第3項第2号において「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 戸籍等の書類の取寄せ及び閲覧に要する費用
- (2) 登記事項証明書の取得費用及び登録免許税
- (3) 司法書士等への報酬
- (4) 所有権移転協議書及び売買契約書の作成に係る諸経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(遵守事項)

第6条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家を賃貸借するとして補助対象工事及び家財道具等の処分を行った空き家所有者等は、5年以上賃貸住宅として使用すること。ただし、当該家屋を定住希望者に売却する場合は、この限りでない。
- (2) 空き家を購入して補助対象工事及び家財道具等の処分を行った空き家所有者等は、5年以上自己の居住用として使用すること。
- (3) 空き家を空き家バンクに登録するとして所有権移転登記の申請手続を行った者は、5年以上空き家情報バンク台帳に登録すること。ただし、当該家屋を定住希望者に賃貸借し、又は売却する場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に上島町空き家活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書
- (3) 世帯員の個人情報照会についての同意書(別紙2)又は納税証明書

- (4) 町内業者の個人情報照会についての同意書(別紙3)又は納税証明書
- (5) 誓約書(別紙4)
- (6) 賃貸借の空き家にあっては、所有者の承諾書(様式第6号)の写し
- (7) 補助対象工事の見積書の写し
- (8) 補助対象工事を行う部位を明記した図面の写し
- (9) 補助対象工事着手前の写真
- (10) 空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請者は、家財道具等の処分の着手前に上島町空き家活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 世帯員の個人情報照会についての同意書(別紙2)又は納税証明書
- (3) 町内業者の個人情報照会についての同意書(別紙3)又は納税証明書
- (4) 誓約書(別紙4)
- (5) 賃貸借の空き家にあっては、所有者の承諾書(様式第6号)の写し
- (6) 家財道具等の処分費の見積書の写し
- (7) 家財道具等の処分着手前の写真
- (8) 空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 交付申請者は、所有権移転登記の申請手続の着手前に上島町空き家活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 世帯員の個人情報照会についての同意書(別紙2)又は納税証明書
- (3) 交付申請者の住民票の写し
- (4) 誓約書(別紙4)
- (5) 所有権移転手続に係る事業計画書(別紙5)
- (6) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し又は登記情報の照会
- (7) 所有権移転登記の申請手続費の見積書の写し

(8) 空き家の位置図及び空き家の様子が分かる写真

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請の内容を審査し補助金の交付が適當と認めたときは、交付申請者に対し上島町空き家活用事業補助金交付決定書(様式第2号)を交付するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定後にその内容等を変更し、又は当該交付決定を取り下げようとするときは、上島町空き家活用事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに上島町空き家活用事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収書の写し
- (2) 補助対象工事を行った部位を明記した図面の写し
- (3) 補助対象工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付決定者は、家財道具等の処分が完了したときは、速やかに上島町空き家活用事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等の処分費の領収書の写し
- (2) 家財道具等の処分完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 交付決定者は、所有権移転登記の申請手続が完了したときは、速やかに空き家バンクに物件の登録申込みを行い、上島町空き家活用事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家及びその敷地の登記事項証明書の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 空き家情報バンク登録申込書の写し

(交付の請求)

第11条 交付決定者は、上島町空き家活用事業補助金交付請求書(様式第5号)を前条の規定による実績報告時に町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 第6条の規定に違反したとき。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(令和元年12月12日告示第11号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月30日告示第48号)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表(第5条関係)

申請者区分	補助率	補助金上限額	備考
新婚世帯又は子育て世帯	対象経費の1／2	500,000円	改修工事に係る経費
上記以外の世帯	対象経費の1／2	300,000円	改修工事に係る経費
全ての世帯	対象経費の1／2	100,000円	家財道具等の処分に係る経費

全ての世帯	対象経費の1／2	100,000円	所有権移転登記の申請 手続に係る経費
-------	----------	----------	-----------------------

様式第1号（第7条関係）

上島町空き家活用事業補助金交付申請書

年　月　日

上島町長　　様

事務所の所在地

(個人の場合は住所)

団体名及び代表者名
(個人の場合は氏名)

㊞

上島町空き家活用事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名　上島町空き家活用事業

2 実施場所　上島町

3 事業費

4 補助金申請額

5 計画の概要

6 開始予定期月日　年　月　日

7 完了予定期月日　年　月　日

8 添付書類
　　収支予算書
　　別紙1
　　別紙2
　　別紙3
　　別紙4
　　別紙5
(不要な文字は削除のこと)

収支予算書

収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	内 容 説 明
合 計		

支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	内 容 説 明
合 計		

別紙1

事業計画書

申請の状況	申 請 者		生 年 月 日	年 月 日		
	申 請 者 住 所					
	入 居 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
	入 居 者 住 所					
	申 請 区 分	新婚世帯	・	子育て世帯	・	その他の世帯
	住所を有した日 (有する予定日)	年 月 日	家 族 構 成			
空き家の状況	空き家物件番号					
	空き家の所在地					
	賃貸・売買契約日	年 月 日				
	賃 貸 期 間	年 月 ~ 年 月 (年間)				
改修工事の概要	補 助 対 象 工 事		見 積 金 額			
	工 事 業 者 名					
	工 事 業 者 住 所					
	補 助 対 象 工 事		見 積 金 額			
	工 事 業 者 名					
	工 事 業 者 住 所					
	補 助 対 象 工 事		見 積 金 額			
	工 事 業 者 名					
	工 事 業 者 住 所					
	補 助 対 象 工 事		見 積 金 額			

申請者及び入居者の住民票（謄本）を添付のこと。

別紙2

上島町空き家活用事業補助金の交付申請に係る
世帯員の個人情報照会についての同意書

年　月　日

上島町長　　様

上島町空き家活用事業補助金の交付に係る申請時の審査のため、私の町税及び納付金納入状況を関係機関に照会し、及び調査することに同意します。

記

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

- ※ 町税及び納付金の納入義務のある者は、全員署名押印のこと。
※ 町外者については、納税証明書又は非課税証明書を添付のこと。

別紙3

上島町空き家活用事業補助金の交付申請に係る
町内業者の個人情報照会についての同意書

年 月 日

上島町長 様

上島町空き家活用事業補助金の交付申請に係る町内業者の審査のため、町税及び納付金納入
状況を関係機関に照会及び調査をすることに同意します。

住 所 _____

申請業者名 _____ 印 _____

別紙4

誓 約 書

私は、上島町空き家活用事業補助金交付要綱第6条各号に掲げる事項を遵守し、補助金の交付を申請します。ただし、上島町空き家活用事業補助金交付要綱第12条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該規定に基づく返還命令に従います。

年 月 日

上島町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

別紙5 所有権移転登記手続に係る事業計画書

申請の状況	申 請 者		生 年 月 日	
	申 請 者 住 所			
	建 物 の 登 記 名 義 人		生 年 月 日	
	建 物 の 登 記 名 義 人 住 所			
	申 請 者 と の 関 係			
	土 地 の 登 記 名 義 人		生 年 月 日	
	土 地 の 登 記 名 義 人 住 所			
	申 請 者 と の 関 係			
	申 請 理 由			
空き家の状況	空き家の所在地	上島町		
	居住がない期間	年 カ月		
	着 手 予 定	年 月		
	完 了 見 込	年 月		
事業の概要	補 助 対 象 事 業		見 積 金 額	
	業 者 名			
	事 業 者 住 所			

申請者と所有者の関係を証する資料を添付のこと。

様式第2号（第8条関係）

上島町空き家活用事業補助金交付決定書

第 号
年 月 日

様

上島町長 印

年 月 日付けで申請のあった上島町空き家活用事業補助金について、次のとおり
交付します。

1 事 業 名	上島町空き家活用事業
2 補 助 金 額	3 付 付 時 期
4 指示又は条件	

備考

- (1) この補助金は、上記事業以外に使用してはならない。
- (2) 事業計画を変更しようとするときは、関係書類を提出し、町長の承認を受けなければならぬ。
- (3) 事業完了後30日以内に、実績報告書を町長に提出しなければならない。
- (4) 上島町空き家活用事業補助金交付要綱第12条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

様式第3号(第9条関係)

年　月　日

上島町長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

(印)

上島町空き家活用事業変更（中止）承認申請書

年　月　日付け 指令　　第　　号で補助金の交付決定の通知がありました上島町空き家活用事業について、下記のとおり申請内容を変更（中止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の内容

2 変更（中止）の理由

3 変更（中止）の内容

様式第4号（第10条関係）

年　月　日

上島町長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

上島町空き家活用事業実績報告書

年　月　日付け 指令　　第　　号で補助金の交付決定の通知がありました上島町空き家活用事業について、下記のとおり実施したので、上島町空き家活用事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 申請の内容　　上島町空き家活用事業

2 完了年月日　　年　月　日

3 交付決定額　　金　　円

4 対象経費等の決算額　　金　　円

様式第5号（第11条関係）

年　月　日

上島町長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

(印)

上島町空き家活用事業補助金交付請求書

年　月　日付け 指令　　第　　号で交付決定の通知がありました上島町空き
家活用事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 申請の内容　　上島町空き家活用事業

2 補助金交付確定額　　金　　円

3 補助金請求額　　金　　円

4 振込指定口座　　金融機関名

支店等名

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

様式第6号（第7条関係）

承 諾 書

私が所有する下記物件について、下記借主が上島町空き家活用事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき補助対象工事を行うことについて承諾します。

また、下記借主が退去する際は、当該工事について原状回復の義務を免除します。

記

1 物件の所在地等

借家の所在地 上島町 番地
家屋の構造 (床面積 m²)

2 借主

住 所 上島町 番地
氏 名

年 月 日

承諾者

住 所 上島町 番地
氏 名 ㊞

申請者

住 所 上島町 番地
氏 名 ㊞

様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 2 号(第 8 条関係)

様式第 3 号(第 9 条関係)

様式第 4 号(第 10 条関係)

様式第 5 号(第 11 条関係)

様式第 6 号(第 7 条関係)